

令和2年度第1回かながわ協働推進協議会議事録

日時：令和2年10月23日（金）10時から12時
場所：かながわ県民センター305会議室

○開会

○第6期委員自己紹介（略）

○座長、副座長の選任

座長に長坂委員、副座長に米田委員を選出、あいさつ（略）

○協議事項「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」の見直しに係る検討について

○事務局説明（略）

○委員

今、お聞かせいただいた内容については、特に違和感などもなく、必要な視点でお書きになっていて、方向性については異論ございません。

私たち市民セクターよこはまは共同事業体の代表団体として、この6月29日より横浜市市民協働推進センターを運営させていただいているのですが、コロナ禍もあり、協働のコーディネートが進んでいませんでした。ところが9月中旬以降、企業の方からの様々な案件が進むようになりました。もちろん、コロナ感染防止を考慮して、本当に気をつけながら、オンライン等も使って進めているのですが、企業の方々のマインドが変わってきたということ、かなり感じております。

市役所も区役所も、もしかしたら神奈川県もそうかもしれないのですが、行政は、企業の方々が社会貢献枠で活動されることにはご理解も進んでおりますけれども、CSV的な商品開発やサービス開発と社会貢献を合致して進めていこうという時に、なぜこの事業に協力しているのかの理由が明確に立たないとなかなか前に進まない。そこについてはハードルが高いとお感じの企業も多かったと思います。行政がそこで扉を閉ざしてしまうと、NPOや大学など非営利セクターとのコーディネートができにくくなり、協業や協働にも進みにくい現状があったと思います。

市民協働推進センターは、そのような間を取り持って、少し緩衝地帯のような役割を果たしております。そういう機能がないと、せっかくマルチステークホルダーで協働を進めていこうとする意見が県民の方々からのアンケートでも出ている中、それがやり易い条例に、さらに進化していくようにということは強く思っております。

○委員

条例の見直しの視点に基づく検討事項については、問題ないと思っております。私は市民活動センターの運営に携わっておりまして、NPO法人はもとより、地域活動への支援をさせていただいているのですが、その中で、やはり協働というものを、もう少し深く浸透していかなければいけないということを感じております。市で協働事業提案制度をやっておりますけれども、行政職員及びNPO団体の協働に対する意識が、ここ1、2年、薄れているような気がしております。協働の原則というものをもう一回振り返る機会を持ちたいと最近特に思っております。コロナ禍の中、活動の自粛がされている中で、先ほどのお話と同じようになってしまいますが、その方向性を、自分たちだけの利益ではなく、地域を意識した活動で進んでいただけたらと思います。なかなか課題が多い中で、神奈川県の方でこういう条例の見直しをして、更に必要であるということ

県内の方に広くお話しいただくのは心強いので、このまま進めていただければと思います。

○委員

この見直し案については、特に問題はなく、進めていただきたいです。私達のような小さな団体だと県との協働というのは、どうしていいのかわからないということが多くあります。今までも、私達団体にとって何が必要で、県がこういうことをしたら県民にどんな還元ができるという事例はたくさんいただいているけれど、私達が実際どうすればいいのかというところも教えていただけると、もっと取り組みやすいのではないかなと思います。

○委員

特にこの見直しについて異存ありませんので、このように進めていっていただければと思います。財政難で協働に関しまして困難な状況が起きておりますが、それぞれの強みを持ち寄って、課題解決に向けた実効力のある法則が生まれるといいと思っておりますので、県で何らかの形で見直しをされて、県内の自治体に対しても、ぜひ先導するような形で進めていっていただけるとありがたいと思います。私は、ひとつ、行政が作られる資料の中で、気になっているのは、効果的、効率的という言葉がよく使われますが、効果的は分かるのですが、効率とは、果たしてそうなのかなと。非効率であっても最適な選択ができるということも視野に入れた協働があってよいと思っています。

○委員

5つの視点から見直しを行った内容については適切であると考えます。

コロナ禍で新しい生活様式が求められる中、人も社会も関わり方が変化していると思いますが、新たな課題に対して市民活動団体も創意工夫して取り組んでいますので、ぜひこの協働が効果的に運用されるようにしていただけると良いと思います。

○委員

5年に1度という見直しということは、これをまた5年間続けていくということです。条例は抽象的な言葉遣いが多く、この中の細かい話が、全部含まれるような表現になっていますから、改正をした方がいいとは、言えないような形になっていると思います。ひるがえって、この条例で目指そうとしているのは、おそらくこういうボランティア団体の活動を推進していきたい、県としてしっかり後押ししていきたいという目的で作られたものだと思いますので、実際そうなっているのか、そうなっているのであれば、引き続きやっていきましょうということだと思います。もし、ネックになっているようなことや、また十分に活動ができないというところがあれば、そういうものについて、条例に照らして何か足りないこととか、付け加えていきたいというカ点を置くような、5年に1回は見直しますので、今回はこういう趣旨でここを変えた、というような視点で点検するべきでないかと思います。例えば、条例の施行状況で協働の件数が64件という数字というのは、本当に十分なのかどうか。あと、今、御意見を聞いている中で感じたのは、深く浸透していないとか、知られていない、もっと理解して欲しいというような声があったと思います。それは企業に向けてもあります。現状が十分にできているのかという部分を把握したうえで、包括的な言い回しになっているので、何を直すべきか検討していくべきだと思います。

○委員

資料を見て、3点、意見を述べさせていただきます。まず、条例の必要性というところについては、地域課題の解決を目指している、ボランティア団体と言われている団体への期待が高まっているという中で、状況に非常に合致しているのではないかと思います。また、限られた資源、人や資金などを協働によって有効に活用する、それらの効果を最大化しているという点でも、この条例は素晴らしく、必要性が高いのではと感じました。一方で、運営面については提案です。効率性という項目の中に、団体の自律性や、対等の関係という内容があったと思うのですが、やはりそれぞれの団体が、人材確保や収入源の確保というところで非常に課題を感じられていると思われます。そういう意味で、ボランティア団体の財源が、きちんと確保されているとか、自主財源であったり、収入源の確保であったり、あるいは、人材の確保等というところを中長期的な視点で考える必要があるのではないかと。こういった点を条例の運用面で考えていくとよりいいのではないかなと考えました。その意味で、コロナ禍でもクラウドファンディングで結果を出されている団体も多いと思いますが、例えばファンドレイジングの何かプラットフォームのような形を作ることによって、人材と資源、支援の確保というところをサポートできるような運用ができると、さらに条例が生きてくるのではないかと、というふうに考えました。

○委員

見直しにあたって5つの視点が示されていて、その中のどれに当たるかわからないのですが、今回、公募委員の応募の際、多様な主体と協働を進めるために何が必要かというテーマで提出した論文で、ISO26000について、こういうボランティア団体の方たちに、提出していただいたらいかがか、ということについて書かせていただきました。企業では、CSRという概念がここ20年、30年も前からあるのですが、このISO26000というのは、企業に限らず、自治体や社会福祉協議会、高齢者の施設等でも公表していこうということで使えるように作られたものです。ISOの9000番台や14000番台で品質や環境についていろいろ定められています。これらの9000と14000というのは、認証されるもので、企業はそれについて、お金をかけていろいろ社内で決め事をするのですが、この26000に関しては、ガイダンスの規格なので、ボランティア団体、NPOでも、自分達のできる範囲で、情報公開していくための指標になっていくものです。NPOの活動に助成金を受けて、活動資金を得ていると思うのですが、助成金は、いわゆる県民の方々の税金に当たるので、税金がどういふふうに使われているかを、26000をベースに皆さんに公開していただけるといいのではないかなと、そのことを今回の改定の中に、何らかの形で少し盛り込んでいければいいなと思いました。それから、資料1-2の4ページに、県民意識とあるのですが、確かに地域課題解決のための多様な主体の協働連携を重要だと思おうという方はたくさんいらっしゃると思います。実際、市民の方達はこういう意識は持っているのですが、協働連携が重要だと思っている割には、なかなかその協働連携に対して積極的にアプローチしている人自体は少ないです。それで、2025年になると、団塊の世代が後期高齢者に入ってきて、いわゆる社会保障の部分でいろいろな問題が大きくなっていくと思うのです。今、地域包括ケアシステムというのが、いろいろな自治体で取り組まれています。その包括ケアシステム自体の推進がなかなか進まないという現状がありまして、それは、協働連携が必要だと思っている人はいるけれど、包括ケアシステム自体を推進する、実行力の部分が足りないということだと思っています。今回、そのNPOの方達にそういう部分で何かお力をお借りできればいいかなと思っています。

○委員

まず資料1-1、2の(4)見直しの視点に基づく検討におきましては、必要性など5項目の視点で、検討内容の案のとおりでよろしいかと思えます。少子高齢化、人口減少のさらなる進展や、災害の激甚化などがありますと、県や市町村とボランティア団体との協働はますます重要性、必要性が高くなると思われますので、引き続きこの条例を基に、協働を推進していただければと思います。それと、資料1-2の「1の条例施行の状況」という表ですが、そちらの協働の件数について、注釈に、括弧内は協働推進条例第5条の協定を締結している協働事業に該当する協働事業とありますが、括弧内を除いた件数、令和元年度であれば64件、そのうち、括弧内の41件を除く23件というのは、どのような協働事業なのかお聞きしたいと思えます。

○事務局

第5条の協働事業ですが、努力目標として協定を結ぶということになっております。残りの事業については、はっきり申し上げて文章になった協定書がない、作っていない、ということです。もちろん会議や普段の連絡を通して双方に協働で事業しているという意識は持っているところですが、その文書としての協定書が存在しないということです。

○委員

今の文書になっていないという所で、第三者に、説明など伝えたりするときの証になると思うのですが、文書化されない理由がよくわからないので教えてください。

○事務局

理由については、それぞれの事業ごとに異なると思えます。県との契約書とは別に、この条例では、協働をするにあたって、お互いに話し合うことや評価をし合うことなどを、互いに協議して文書にすることを求めている、文書の事務として一つ増えるわけです。そこまで手が回らなかった、協議はしているけれど、文書にしていないということが主な原因になるかと思えます。

○座長

私の経験では、協働協定を結ぶと自治体側の役割、団体側の役割、それぞれの役割分担を明記し、もちろん事業内容毎に予算が充てられる。お互いが対等な立場で協働しますという役割分担が明示されているということが特色になります。お金をあげるので実施してくださいというのは、協働協定ではなくて、委託契約をするだけなので、県側の役割は明示されていない。この事務局資料に掲示されている数字は、協働締結書を締結したものだけが含まれているということかと思えます。後の資料で、膨大な県全体の関係事業が掲示されていますね、あの中で、41件しか協働協定がなかったということでしょうか。さっきの64件という数字と共に、これがどれだけの意味があるのか、ボランティア団体と県との関係についての全容はわかっていないのかなと感じました。

○委員

条例の見直しの検討なのですが、事務局が整理したおりだと思えます。この方向で進めていただければと思います。参考資料1の条例を見直して思ったのですが、今回の条例の見直しで、私達、ボランティア活動の支援をしていくセクションとして有効性という所が一番ピンときまして、参考資料1の条例が第5条のところを協定を締結しましょう、協定を締結する内容としては、参考資料の2ページ目のところに記載がありまして、地域課題というものを協働事業では目的を一緒にする、協働事業を行った後に相互に評価をする、

評価をしたら公表する、公表するということは地域課題に対して、成果を還元するということになりますので、こういうことがきちんとうたわれている条例なので、これは引き続き行うべきではないかと思っています。

○副座長

見直しの骨子の部分は異論ありません。条例が必要なものであるということは明確であると思います。ただ、2点気になったことがあります。見直し方法の社会情勢の把握が直近の5年ということで令和元年度までの資料になっているのですが、これからこの条例が5年間使われるということを考えると、今年のコロナ禍における協働の状況も見極めたいので、見直し検討を行う必要があるのではないかという点が、気になった一つ目です。

もう一つは、参考資料の条例第6条に、県が協働を推進するための施策があります。

(3)で、協働に関する相談体制を整備するとあります。実際に協働が実って実施されているものを把握していくことは大事ですが、協働をしたいが、どうしたらできるのだろうか、というニーズに、どんな働きかけや相談があって、どんな対応をしたのか、その中に協働を実施する上での課題がなかったか、ということも検討の視点としてあっていいのではないかと考えます。

あとコロナに関して感じたことがあります。行政とボランティア団体で協働実施をしている事業が、コロナの中で事業継続できるのか、それぞれ判断を迫られました。行政が関わる事業は感染予防が優先と、かなり事業がストップしました。ですが、対人支援の取組は、具体的な当事者の困りごとに対応しているものも多く、やむにやまれずということも、結構ありました。そういったケースは、協働事業ではなく、ボランティア団体の自主事業として、団体がリスクを負って取組んだ実態があります。こうしたことも協働のあり方として、少し議論していいのではないかと思います。

○座長

資料1の2の※印に令和29年度から令和元年度は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人との協働件数とありますが、ボランティア団体の定義においてはそれ以外に任意団体があります。それぞれの取扱いの違いということについて、お伺いしたい。NPO法人については県として明確に対応しているわけです。一般社団法人、一般財団法人は、どこが所管しているのか、NPO協働推進課が所管しているのか。任意団体というのは、この中に、この協働件数として現れているのは全部NPO法人との協働件数と書いてありますので、任意団体の協働件数はないわけです。しかし、ボランティア基金21の対象の中には、任意団体があるわけですので、その区別というか、カバーしているところがどうなっているのかをお聞きしたい。それから、実際に今、さまざまなコロナ禍に対して助成金の提供とか施策は行われているわけです。NPO法人は法人だから対象になっている、あるいはNPO法人でも県からの委託契約をしているなど特別な関係があるところは対象になる。しかし任意団体それ自身は私たちの生活において非常に重要な役割をすでに果たしているにも関わらず対象にならない場合があるようです。任意団体であっても収益があれば税金を当然払うのですけども、しかし、助成金については、任意団体は対象になっていないということが起きているようなのですけれども、その辺をどう整理をされているか。県の施策の中で、NPO法人と一般社団・財団と任意団体、この協働推進条例では私たちは全部共通に扱いますよという想定にしたはずなのに県の政策はそうになっていないように思えます。そのあたりについて説明をお願いします。

○事務局

まず資料1の1の条例の施行状況で、協働の件数についてのご質問ですが、この協働の件数でカウントしている中では、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人との協働件数と書いてありますが、協働推進条例としては、このほかに任意団体、それから個人をボランティア団体等として対象とする、ということになっております。ここに書かなかった理由は、実際に、任意団体、個人との協働がなかったため、ここに任意団体、個人を入れませんでした。ですので、協働推進条例としては、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体、個人を対象としています。もう一つは、県の全体の助成金、寄付金の対象についてのお尋ねですが、今、県のいろいろな部局でコロナ対策の助成金や補助金を作っていますが、座長のおっしゃるように、例えば任意団体が対象になっていないものが多いという現状もあるということはその通りだと思います。それから、一般社団法人やNPO法人についても、対象になっているもの、中小企業の枠として対象になっているものが、かなり多いですが、国の助成金などでは、認定NPO法人が対象になっていないとか、それぞれの取組みで、対象になっていたり、なっていないかたりがあるというのは座長のおっしゃる通りの現状になっているところです。

○座長

ありがとうございます。それでは皆さんご意見いただきました。結論的に言えば、協議会の意見として条例を改正、廃止する必要はないということについては全員の意見の一致したところだと思います。ただ、もう一つ、運用面については、皆様からたくさんの貴重な御意見をいただきました。ひとつは、企業がコロナに関心を深めているので、多様な主体に企業とか行政とボランティア団体との協働、企業を含めた協働というものを意識して取り組んでいくべき新しい変化について、注目していくべきじゃないかというご意見がありました。それから協働の重要性について、もっと広報したら、皆が知るようなしっかりした取組みを取るべきではないかということ。県内の自治体への広報、自治体側の取組みも重要であることを広報することも重要ではないかというご意見がありました。それから運用の中で、いろんな運用の再点検をすべきではないかということ、協働事業が64件で十分であるのか、深く浸透していると言えないのではないかという意味では、さっきお話あったように、64件以外に取り組んでいる所があるので、そちらのデータははまだ取られていないということかと思えます。一般社団法人、一般財団法人に対して、任意団体も含んだ分析が、県では十分対応されていないのではないかと、という気がしておりますが、そのような取組みは運用面での対応として重要ではないかという気がいたしました。それから協働というものが重要なわけですが、中長期的な視点で、しっかりと人材の確保、それから資金難、という問題を詰めて取り組んでいくような、運用というか、支援が必要なのではないかと気がします。それから、税金を使っているわけですから、もっと情報公開や、どのように使われたかというチェックを、例えばISO26000のような、しっかりと手法で分析をしていくことも、運用として検討すべきではないかと。それから、協働の重要性を感じていても、具体的にこうしたいというふうにアプローチしてくるのが非常に少ないかもしれない。その点については、協働について相談窓口に来る方々がいて、今までは、協働が成立した結果についてだけを分析していますが、今のコロナ禍の中では非常に協働の重要性が増しているの、窓口に来られて相談している内容について、しっかり私たちは現場を把握して、相談の中から、どういう課題があるか、どういうニーズがあったかという分析をしっかりして、それをベースにして、次の対策を出していくべきというご意見があったと思います。さらに、地域課題をしっかりととらえ、取り組むべきだと思います。それからNPO法人を中心とするだけでなく、一般社団法人、一般財団法人、任意団体を含めた視野をしっかりと入れた上で、事実の変化などを捉えて対応するべきでは

ないかというご意見があったと思います。こういうご意見については、運用に際して、NPO協働推進課を通じて、県の制度や対応の中にそれぞれ反映されるように、お願いしたいと思います。

○座長

それでは、協議事項2、コロナ禍におけるボランティア団体の活動について、課題や対応ということで、最初にコロナ禍におけるNPO団体の緊急アンケート報告書をまとめられました、「災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（準備会議）」のメンバーでおられる吉原委員にご説明をお願いしたいと思います。

○吉原委員「コロナ禍におけるボランティア団体等の活動について」説明（略）

○事務局説明（略）

○座長

ありがとうございました。みなさんから一言ずついただきたいと思います。コロナ禍の中にあって私たちは何を考えどうしていくのか。そういうことはとても重要な事だと思っていますが、そういう点で、これから皆さんに順番にお伺いしたいと思います。伊藤委員からお願いします。

○委員

自分たちの活動ということですが、私共の活動の中では経営者向けにタイムリーな情報を提供しているのですけれども、今年度に入って会合が開けなくなってしまったのですが、7月から徐々に、デジタルに関する話を取り上げてやっています。今回コロナ禍でデジタル化の必要性が高くなっていますから。私達の会員の年齢ですと、なかなかオンライン会議とかは難しいですが、徐々にやっております。いろいろ講演を聞いている限りでは、新しい生活スタイルになっていくのは必然と言われておりますので、対面を前提としている活動は難しいと思います。そういう意味でボランティアの活動もアゲンストな状態ではないかと感じました。

○座長

どうもありがとうございました。私も言い忘れましたが、オンラインの話をしていただきましたが、まさにできれば、2つ、コロナの問題で、みなさんの活動で何が起きているのかと、その活動の中でオンライン化がどこまで進展しているのかしていないのか。何かやらなくてはいけないじゃないかとかそういうオンライン化の話題について状況をお話しいただければと思います。

○委員

コロナ禍での活動ということで、3点位お話をさせていただきます。ひとつには所属しているNPO法人が支援する国際機関の活動なのですが、当初、ロジスティックを中心に医療機関であるとか食料を届ける活動をしておりました。よくわれわれの報告に“vulnerable”という単語が出てくるのですが、社会的弱者の支援を第一に行っております。そういった対象者に、支援の量を増やすあるいは方法を変えていく、現物支援だけではなくて現金支援を検討に入れて行っています。一方で、途上国を中心とした食料支援の民間窓口としての活動に、当初非常に課題を感じておりました。というのは、コロナ禍で日本の中でも大変な思いをされて活動されている中で、途上国への食糧支援を呼び掛ける

ことがどこまで許されるのかというところで躊躇している部分はありました。ですので、初動としては、非常に難しい対応、例えば企業さんにどれだけ支援のお願いのお話ができるのか、というようなことはありました。ただ、現状として結果を見てみると、コロナ禍でも多くのご支援をいただいています。これは、私たちの団体だけではなくボランティア団体への期待が高まっているからではないかと思っています。九州のあるNPO法人でも一万人以上の方からご支援を集められているとのことですし、米国の報告書によりますと、少額の寄附が20%位増えています。活動資金のことばかりで恐縮ですが、団体がサステナブルに活動していくためには、助成を受けるだけではなくて、自分達でしっかり資金を確保して、活動を行うというということが大事になるのではないかと思っていますので、ボランティア団体にとっては機会だと思っています。なお、先ほどお話のあったオンライン化というところでは、私達も課題が多いのですが、例えば報告会とか学校での授業で、オンライン化を始めています。ZOOMなどを利用して行ったりしていて、まだ試行錯誤の部分ではありますが、積極的に取り入れるようにしております。

○委員

資料には、コロナウイルスの対策として団体の方達への支援がいろいろ紹介されていますが、ホームページやネットワーク等を介しての支援が多いと思いました。今回のアンケートも、IT系の情報ツールを使っています。助成金を交付する側と助成金を受けるボランティア団体の間はネットワークを介してのやり取りでも構いませんが、そこから先のボランティア団体とエンドユーザーとのコミュニケーションについては、デジタルデバイドを考慮した手法を用いることが必要ではないでしょうか。実際にボランティア団体からのサービスを楽しみたいと考えている方たちの中には所謂「弱者(経済的なことも含めて)」と言われる方たちも含まれています。このような配慮が必要だと思えます。非常に大きな問題だと思えました。それから、私もいろいろ勉強のために、セミナーなどに参加させていただくのですが、このパンフレットの情報の共有会議は、大切なことだと思います。その時にいつも話題になるのが、こういう支援に必要な情報、活動を通して得た情報を、どのように管理運用していくかということです。以前に、地域カフェや、認知症カフェの運営をしている皆さんの会合に出たことがあるのですが、認知症の初期集中支援事業というのを各自自治体でやっていて、ドクターや介護福祉職の方がチームを組んで、町の認知症の方を洗い出していく作業なのです。その初期集中支援チームとは別に、包括支援センターの方も同様の活動をしていて、本来であれば、いろいろな組織が得た情報を、クロス集計していけば、もっと具体的に有効な数値が出てくると思うのですが、そのことをお話したら、出席している皆さんが、認知症カフェに興味のある有志の方が、そういう方たちですら、その得た情報をクロス集計して洗い出すと、情報が駄々洩れしてしまうのではないかというお話がありました。確かにそうですが、情報を管理、運用するための担保するものがきちっとしているかどうかということも、すごく大きなことだと思います。それが市民の方にも、しっかりと伝われば、安心して困っていること、助けてほしい事を伝えることができると思います。その辺について、NPOの方達の力が発揮されるといいなと思えます。

○委員

コロナ禍の活動の課題での話でありますけれども、厚木市では、県で実施されているかながわボランティア活動推進基金21の協働事業負担金と同じような事業として、市民協働事業提案制度がございまして、今年度、事業の実施を予定していましたが、団体の構成員が高齢であることや、事業の性質上、3密を避けることが難しいということで、2事業の

実施を止めています。残りの4事業についても、当初予定していた内容を実施するのではなく、密を避けるということで、講座などを実施する際にウェブ会議、ZOOMをはじめ、ユーチューブ、フェイスブック、ツイッターなどのオンラインを活用しての活動を行っております。あとは、事業の規模を縮小して工夫しながら実施しているところもございます。本制度は、市と団体における協働事業を実施する3年間は、事業費の多くを市が負担しております。4年目以降、市から財政的な支援がなくなり、団体の事業として継続していただくことを前提としていますが、これまで実施してきた協働事業の中では、団体の自主事業として継続できている事業が少ないため、市として自主財源の確保を促す仕組みや制度を見直ししましたが、コロナ禍において事業の内容の一部の変更を余儀なくされている状況下で、団体が自立して事業を実施していくことがこれまで以上に困難になることが考えられます。あと、コロナ禍での財政的支援として、県で創設されたもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の説明がありましたが、厚木市でも厚木市中小企業応援交付金が、NPO法人、一般社団法人などは対象となっておりますが、法人格を持たないボランティア団体は財政的支援や、様々な制度から除外されています。そのうえで厚木市におきましても団体のニーズによっては、支援を検討していかなければならないと考えています。先ほど、お話があった助成金は、活動のオンライン化経費、オンラインツールの技術的サポート、機材の貸与、費用の助成、こういったものに財政的な支援ができるということでしょうか。

○委員

横浜市で市民公益活動緊急支援助成金という総額9300万円の予算がついた事業のしくみです。

○委員

これは法人格を持たないボランティア団体についても対象ですか。

○委員

法人格を持たないボランティア団体についても全部対象としています。

○委員

ありがとうございます。厚木市もいろいろ考えていかなければならないところですが、県では財政的な支援として何か検討されていますか。協働されている団体については補助があると思うのですが、先ほどお話しした法人格を持たないボランティア団体について、検討されているものがあれば、参考に教えていただきたいと思っております。

○座長

一回りした後、今のことについてお答えがあればお答えください。

○委員

コロナ禍の活動とオンラインということですので、サポートセンターにおけるコロナ禍の活動の課題ということで申し上げますと、先ほど団体への支援策資料2-2にありましたが、相談体制として、ボランティア活動相談窓口をサポートセンターに設置しております。これまでは団体設立についてのご相談が、相談の中で一番多い内容だったのですが、コロナ禍についてということだと、経営相談など出てきているのですが、ただそれが、爆発的に相談件数が多いというわけではないです。ということは、潜在的な相談の俎上

で上がらないような具体的なお悩みや不安がかなり多いのではないかと感じておりました。そういうものが俎上に出していただけるような仕組みづくりというのが必要かと思っております。オンラインにつきましては、事業などのオンライン化を工夫しているのですが、なかなかネット環境など一律でないところがありまして、なかなか進みにくいというところが、今抱えている課題でございます。

○委員

本会では様々な事業を行っておりますが、年度当初は各種研修や会議などで中止や延期を余儀なくされました。

しかし一方で、3月末からは生活福祉資金の特例貸付が始まり申請件数が激増し、事務局全体で対応にあたってきました。申請の状況からは不安定な雇用の状況など様々な課題が可視化され、解決に向けた取り組みが必要と考えます。

オンライン化の件については、一部の研修や会議に導入し、現場での開催と併せたハイブリッド形式でも行っている状況です。

○委員

私は、市民活動サポートセンターを運営する団体にも所属しておりますが、オンラインに関しましては、オンラインで会議をする環境が整っていない方が多く、実際にサポートセンターに来て、密にならないようにオンラインプラスリアルのハイブリッドで交流会をやっています。オンラインをやりたいけれども、十分に知識がない、やり方が分からないという団体に関しては、得意なNPOを講師に迎えて講習会を2回やりました。それでもなかなか習得しきれなければ、最終的に自立されるまでずっと伴走しようと思っております。1団体ずついいいに支援をして、自信をつけてもらうというような取り組みをしております。それから、社会的に弱い立場の方々の相談を受けることもあり、いわゆる8040問題で、精神障害のある方々の社会参加に向けた支援です。若者に対する引きこもりの支援というのは、あるのですが、年齢が高くなった方々への相談や相談に応じられる人材は極めて少なく解決をしてほしいという相談があります。障害のあるお子さんをお持ちの親御さんたちもなかなかはっきりと答えが出せないようなことにもかかわります。それからオンラインでそれぞれの生身の交流をしましょうということで、来週、懇談会を行います。まずは、現場のニーズを、丁寧に実態を把握するというところを今やっているところでございます。

○委員

コロナ禍の活動についてですが、3月に小学校が休校になってから、私たち学童保育が子供たちを受け入れてくださいということで、休まず3月から子供たちを受け入れてきました。緊急事態宣言中も医療機関にお勤めの方や行政の方など毎日来る方がいて、私たち職員は毎日精神的プレッシャーと戦いながら活動を進めてきました。ですが、自宅でリモート会議をするというご家庭もいて、子ども達が家にいる状況が増えました。あとは、少しの間だったらということで、子ども達だけで過ごすというご家庭もありました。家にいるとYouTubeばかり見て、子ども達の生活のリズムが崩れてしまうというご家庭に対して、私達としては、いち早くオンライン化を進めていて、休校期間中、朝の会と帰りの会をオンラインで実施しました。私たちの「あっとほ一む」に来られなくても、自宅から子供たちをオンラインを介して、朝8時に参加させるということで、起きる生活リズムを整える、夕方にも、今日何をやったとか、こういうことがあったということをお話しすることで、子どもたちの生活リズムを何とか整えるにはどうしたらよいかを考えま

した。それから、子育て中のお母さんが集まるサロンはオンラインに変えました。実際に施設に来るといふ方は保育が必要な方のみという制限をつけて、あとはオンラインにしました。それから子育て支援をしたいという方がこのコロナ期間中に大変増えました。自分達がこのコロナの中で困っていることに対して、自分達が何かしたい、でもどうしたらよいかかわからないからと相談にみえる方が多く、それはすべてオンラインに切り替えました。こういうことをできるのは、元々オンライン会議のシステムを少しずつ使っていたという実績があったことや、法人の中にIT系が強い職員がいるということが現状で、私一人で、一般的な知識のないITの知識がそんなにないという人達だけで活動していたら、ここまでオンライン化は進まなかったというところがあります。あと活動の支援としては、県とか市で、資料をいっぱい出していただいているので、行政的なことは、いろんな助成金を申請したりということ、慌ただしくやっていったのですが、今私たちが重視しているのは、活動のお金をいただくことプラス、今後、活動をどう進めていくか、教育活動自体は子供たちを直接受け入れる活動を主にしていますが、私たちが目指すのは、仕事も子育ても両方楽しめる社会にすることであって、活動以外の両立サロンであったり、起業支援であったり、いろいろな活動をやってきました。さらにその理念を達成するために、オンライン化を含めて、これからの社会で何ができるのだろう、会議を開いたり活動をちょっと試してみたりという機会を作るということに着目していて、それで、去年、市民レポーターに紹介していただいて、すごくいい方だったので、その人も含めて経営会議を開催するなど、今、この活動をどう進めていくかということ、この理念を達成するために活動をどうしていくかということの両方をやっていっているのが現状です。あと、子育て支援だけでなく、防災についても関心があって、何かしたいと思っています。違う活動分野であったり、違う市区町村であっても、興味のある人たちが集まれるという場を設定していただくと、両方の意見が集まったり、活動に関わる人が増えるのではないかと思っていて、県でそういう場を作っていただきたいと思いました。

○委員

ひらつか市民活動センターでの活動の状況と、利用する団体の状況について報告させていただきたいと思ひます。ひらつか市民活動センターでは、いち早くオンラインを取り入れようということで、5月末からオンライン体験講座を、連続2回、4セット開催しまして、ちょうど今5セット目が始まっているところです。オンラインというと、拒否反応を起こす団体もある中で、できるだけやれる範囲でやりましょうということで、マンツーマンで、手取り足取りでやってまいりまして、40団体以上の方にご利用いただき、今その団体から少しずつオンラインでの活動が始まったとうれしい言葉をいただいております。例えば、この資料にも介護の取扱いが多くて、大変な団体もありますが、その方々は本当に活動ができなかった数か月だったと思ひます。ここにきて少しずつオンラインを始めた、リアルでの活動を開始した、ハイブリッドで始めた等、様々な取組みを始めているという話をセンターでも伺っております。また、センターでは、オンラインをもう少し極めたいという方や、まだやれないという方など、いろいろなニーズがありますので、フェーズに合わせて、セミナーなり交流会なりを計画しながら少しずつ進めております。一方で、御高齢の方が中心となっている団体でサロンや、認知症カフェを開きたいというご希望があるのですが、自分たち自身がコロナが怖いということで活動ができない、そうするとその背景にある利用者さんに支援の手が届かない。そのような方々にオンラインはなかなか馴染まないのですね。そのような団体さんを置いてきぼりにさせないためにどうしたらいいかということで、センターの方でも、逐次、消毒液、それから消毒用ふきんを用意したり、ボードを用意したりして、少しずつ3密を考慮しながら活動しましょうかと、お手伝

いをさせていただいている状況です。また、ひきこもりの家族を支援する団体では、この1ヶ月はものすごく相談件数が増えています。この状況を見ると、この先、コロナ禍の影響はいろいろなところに出てくるのではないかと想像し、センターとしてできることは何かということスタッフと日々模索している状況です。

○副座長

子ども食堂のネットワークとコミュニティカフェのネットワーク運営に関わっていますが、コロナで大変になった時に、それぞれのネットワークで情報交換をするという機会を作って、状況や情報を共有するというようなことをやってきました。早い段階で、子ども食堂運営団体向けに共同募金会が助成金をリリースして、たくさんの団体が応募しました。ネットワークで、そうした助成金情報をどんどん流し、活動団体が次々応募したので、夏頃には、助成金疲れが出てきて、助成金情報が流れても、申請する余力がない団体の状況が見えていました。先ほど県の資料の中に休眠預金の緊急支援助成の情報発信について触れられていました。私は、休眠預金制度の指定活用団体の委員も務めており、情報発信をありがとうございました。助成金情報が、多すぎて整理がつかない状態でしたので、県の方で情報をまとめて発信していただけると、団体はありがたいです。

あと、地縁のコミュニティに根ざす団体などは、団体の中核の活動者は取り組みたいと思っているけれど、町会長さんが御高齢で、いま活動することに相当慎重であるなど、オンライン化に対しても、動けていない状況が見られます。困窮世帯が多い地域で、地域住民自身が活動していると、広域の研修や会合に参加するオンライン環境を整える自己負担がきつという声があります。これからの時代、オンラインが普及していくことを考えると、地域に身近な小規模な公共施設にも貸出用パソコンやタブレットが整備されていくことが望まれます。リアルとオンラインのハイブリッド型の集まりの運営インフラの整備は、行政でもサポートできるとよいと感じています。

○委員

条例について、話させていただきたいと思います。条例の見直しについて、丁寧な議論が積み重ねていかれることと思います。参考資料1で改めて目的を読ませていただきましたところ、ボランティア団体等と県との協働を、ということで、途中、多様な主体が協働して地域の課題を解決して、とありますが、やはりボランティア団体等と県との協働ということが、条例の前提となっています。

今日配布させていただいている横浜市市民協働推進センターのパンフレットを開いて、いちばん左上の所をみていただきたいのですが、このセンターの役割が書いてあります。地域団体、NPO、企業、大学、行政など組織全部がコーディネートの対象です。このように看板を掲げますと9月中旬以降、驚くほどの企業が見えられておりまして、その方たちがどういうスタンスで見えられているかと言いますと、このパンフレットの真ん中に未来の姿を描く市民ということで、どうやってプロジェクトを始めたらいいいのとか、同じことを考えている仲間と出会いたいとか、企業さんも実はこのマインドで来られます。私もびっくりしております。

例えば、昨日の夜、ある企業さんとお話していて、企業の社員さんの評価がその会社の場合ですと、売上が9割、そして、その売上を上げるまでのプロセスと自己研鑽が1割だったそうです。それがコロナ禍を経てどうなったかと言いますと、売上評価が5割、そこに至るまでのプロセスと自己研鑽の割合が少し上がって2割、残り3割は何で評価されるのですかとお聞きしたら、「それをどの会社も探しているのでは」とのことでした。

企業理念と真っ向から向き合って、自分たちが社会の一員として何かができるはずだ。

「SDGs」がかなり後押ししています。企業は、特に大企業はこれ抜きには仕事が進まないのではないかというくらい意識しておられます。未来の自分たち自身への危機感をお持ちのようです。コロナ禍がそれを加速しました。

実は横浜市は8年ほど前に条例の見直しがされていて、市民活動団体、市民公益活動だったものが、市民等と横浜市が、という言い方になりました。市民等には企業も大学もすべて含まれております。その条例については、どうして民同士の協働への支援が含まれなかったか、あくまでも行政と他の主体ということで、私たち民間のNPOからすれば、課題があると思っております。しかし多様な主体と行政ということは、ひとつ、時代の先読みができていたのでは、と考えております。ですから是非、神奈川県の見直しの際には、今企業のマインドに大きな変化が起きており、コロナ禍と言いますが、本質的な課題解決という点では「わざわざ」だったかどうか、後になってみたらわからないというぐらいの、風が吹いているということ、その捉え直しを踏まえて、検討に当たっていただけたらと考えました。

○座長

ありがとうございます。現在のコロナ禍において、大変衝撃的なことが起きているのだなということ、そしてそれに対してボランティア団体等も、しっかりと対応してデジタル化を強化し、自ら研修をし、普及させて、仲間を増やす努力をしておられる。団体、各地の地域センターも含め、必死で努力しておられる状況を伺いました。基本的にもデジタル化／オンライン化は市民団体、ボランティア団体自身が成長していくには、これを機会に導入していくしかない。導入することを通じて会員も増えれば理解する人も増えれば資金も増えるわけですので、そこは覚悟して、県もオンライン化への支援の強化を覚悟していただきたい。そこに今後、日本のボランティア団体自身が変革をする、大きく進展するチャンスがありますので、そこをポイントとしてデジタル化に対して積極的な支援をしていく、例えば研修支援をどんどん導入する。研修については、いくつかの団体が県内で研修を提供しているわけですから、どこに行けば研修を受けられますよという広報とか、公共施設のなかにそういう使い方のできる場所を置くこと、今回の3密を避けるために公共施設がどんどん閉鎖させられてしまったので、集まる場所がなくなって、ボランティア団体にとっては、活動できる場を奪われたというところがありました。むしろこれからは、公共施設こそがその役割を果たすのだという、そういう視点での公共施設が重要になる、そういう発想をしていただきたいと思っておりますし、同時にその情報管理のあり方、個人情報重要ですけども、その情報を集めて分析をして、より高度に使えるようにするという意味でも、情報関係の新しい仕組みを作られなければいけませんし、同時に情報の活用の仕方の新しい仕組みを皆さん工夫しておられるようです。それをどんどん公開するという意味では、広報をはじめ、皆さんに知らせるべき情報はいっぱい登場してきているので、そういうものを県としてはどんどんみんなに知らせていく。同時に相談窓口も作り、相談件数が増えていて相談対応できる人材も不足しているという事態になっているようですが、こうした大きな変化、ニーズの変化と対応すべき仕組みの変化がどんどん起きているわけであります。そういう点では、コロナ禍で、市民団体は、逆に言えば大変大きな機会あるいはチャンスにも直面しているのかもしれない。そういう視点では是非ともNPO協働推進課を通じて県の政策の中に取り入れていくようにしていただければと思います。任意団体をどうするかという問題は、国は法人については、対応するけれども、法人でないものについては、各自治体でやってくれというポジションをとっています。この点神奈川県への対応姿勢について知りたいところです。コロナ禍への対応については、皆さんさらにお話ししたいことがたくさんあることと思っておりますが、時間ですので、県の方としても今

後の運用面で、よろしくご対応お願いいたします。

次に議題（２）として、報告事項をご覧ください。ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例に位置付けられる制度、事業について事務局から報告をお願いします。

○事務局から説明（略）

○座長

ありがとうございました。

それでは、その他として事務局から何かありますか。

○事務局

特にございません。みなさま、本日はいろいろありがとうございました。大変貴重なご意見で、今後の施策の参考とさせていただければと思います。これをもちまして令和２年度第１回かながわ協働推進協議会を終了いたします。委員のみなさまどうもありがとうございました。

○座長

コロナはまだ続くので、県内のボランティア団体が活発に活動できるようなことを私たち協議会委員としても、機会があればどしどし機会あるごとにご提案していただきたいと思っております。ありがとうございました。